

医療法人涇仁会
手稲涇仁会病院・手稲涇仁会クリニック
清掃・シーツ交換業務委託プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

医療法人涇仁会手稲涇仁会病院・手稲涇仁会クリニック清掃、及びシーツ交換業務

(2) 業務の目的

施設的美観維持のためだけでなく、施設内感染防止及び衛生管理上の観点から極めて重要な業務であることを認識し、患者サービスについても最大限配慮し、患者サービスの向上を図り、当院の経営に貢献することを目的とする

(3) 業務内容

別添「手稲涇仁会病院清掃・シーツ交換業務委託仕様書」のとおり

＊ 下記問い合わせ先までお問い合わせください

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 見積対象期間

見積対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。

3 契約の相手方の決定方法

提出された請負予定金額・企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査会を開催します。審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と手稲涇仁会病院は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに移ります。30日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて手稲涇仁会病院と交渉を行うこととなります。

4 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 札幌市内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）までに事業所を開設することが確実であると認められる者。

- (2) 平成 31 年度以降に許可病床数 100 床以上の規模の病院において、清掃業務を 12 か月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 「暴力団排除条例の規定」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本社及び北海道内に所在する事業所が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本社及び北海道内に所在する事業所が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 現場見学

(1) 現場見学

希望者に現場見学を行います（但し 1 社最大 3 名まで）。なお、手稲溪仁会病院・手稲溪仁会クリニックの状況を理解するための院内視察については、希望があれば、病院運営に支障のない範囲で令和 3 年 7 月 20 日（火）までの間対応します。

6 質疑と回答

(1) 質疑書の提出及び回答

質疑は令和 3 年 7 月 20 日（火）午後 5 時までに電子メールで受け付けます。電子メール送信後に電話にて到達を確認してください。

- (2) 質疑回答後の質問について本プロポーザル実施に係る質疑については、原則として上記の日時をもって締め切らせていただきますが、質疑書提出締切後において疑義が生じたときは、その内容が提案を行ううえで手稲溪仁会病院が必要であると認める場合に限り、別途追加質疑を受け付けるものとします。その場合の質疑及び回答方法については上記（1）に準ずるものとします。

7 参加申込及び資格要件の確認

参加申込にあたって提出する書類は下記のとおりです。

- ・参加申込書 1 部
- ・資格要件確認書（添付書類を含む） 1 部
- ・個人情報保護に関する方針等（既存の印刷物の提出でも可） 1 部

(1) 参加申込書

- ① 提出方法持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）
- ② 提出期限 令和 3 年 7 月 28 日（水）午後 5 時（必着）

③ 提出先 〒006-8555 札幌市手稲区前田一条 12 丁目 1 番 40 号
医療法人溪仁会手稲溪仁会病院経営管理部施設サービス課
TEL 011-681-8111

(2) 資格要件の確認

手稲溪仁会病院経営管理部施設サービス課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を速やかに申込者へ電話、電子メール等にて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件に満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 3 日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、資格要件に満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日（土日祝日を除く。）以内に書面により回答します。

8 見積書と企画提案書の作成

別途定める「手稲溪仁会病院 清掃・シーツ交換業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

- ① 提出方法持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）
- ② 提出期限 令和 3 年 8 月 13 日（金）午後 5 時（必着）
- ③ 提出先 〒006-8555 札幌市手稲区前田一条 12 丁目 1 番 40 号
医療法人溪仁会手稲溪仁会病院経営管理部施設サービス課
TEL 011-681-8111

9 審査

別途定める「手稲溪仁会病院 手稲溪仁会クリニックプロポーザル委託審査要領」に基づき実施します。審査会では、企画提案書による審査に加え、参加者のプレゼンテーションも審査対象とします。

10 審査結果

審査結果は、令和 3 年 9 月 30 日（木）にすべての参加者に文書で通知します。ただし、この審査結果通知日は審査日程により変更する場合があります。

11 日程

令和 3 年 6 月 14 日の週－既存委託会社への説明と告示（ホームページ掲載）
令和 3 年 7 月 20 日（火）－選定及び仕様書に関する質問受付期限

令和3年7月28日（水）－参加申込及び資格要件確認書類提出締切

令和3年8月13日（金）－請負予定金額・提案書提出締切り（17時まで）

令和3年8月第4週～9月第2週－審査会（プレゼンテーション）実施

令和3年9月30日（木）－審査結果通知

1.2 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（手稲溪仁会病院及び審査会での使用に限る。）します。
- （3）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

1.3 問い合わせ先

〒006-8555 札幌市手稲区前田一条12丁目1番40号

手稲溪仁会病院 経営管理部施設サービス課 峯村・加嶋 Tel 011-681-8111（代表）

E-Mail : yokota-h.tsi@keijinkai.or.jp

1.4 その他

- （1）企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の手稲溪仁会病院との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- （2）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- （3）次のいずれかに該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - ② 審査会メンバー、医療法人溪仁会および手稲溪仁会病院職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じた場合
- （4）契約締結までの間に契約締結予定者が不測の事態にあった場合には、契約を締結しないことがあります。